

第9回教育委員会

平成28年5月10日
午後3時
本庁舎屋上会議室

議案

報告第7号 大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書について

「大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」の要旨

第1 答申に至る経緯【第一部 第I章～第III章】

1 当部会設置の経緯

平成26年3月12日、当時大阪市立小学校6年生男子児童の保護者が、同児童が重大ないじめの被害を受けているにもかかわらず、学校の対応が不十分であるとして、大阪市、大阪市教育委員会、当該小学校に申入書を提出。更に同年6月6日にも大阪市に申入書を提出した。

その結果、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」が平成27年6月16日に発足した。

後に大阪市規則に基づき、同委員会は「平成27年大人事人第81号に関する部会」と称されることになった。

大阪市長による当部会への「諮問」（平成27年6月16日付）は、上記の平成26年3月12日付及び同年6月6日付の2件の「申入書」に係る事案について、

- (1) 本件事案に係る事実関係の調査
- (2) 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否
- (3) 調査結果に基づく必要な措置

である。

2 調査の経過

当部会には6名の委員と調査を助ける6名の専門委員が委嘱され、全員が協力し精力的に調査、討議を行った。調査、討議の回数は21回に及び、申入れをした保護者、児童、学校、教育委員会の関係者ばかりでなく、6年生当時同クラスに在籍していた6名の児童からも聴き取りを行った。

第2 調査報告書の内容【第一部 第IV章～第V章】

1 調査経過、事実認定及び分析、評価

(1) 当部会が認定した事実

① はじめに

本児の主張するいじめの事実は、平成26年3月12日付保護者の代理人弁護士らの申入書に記載のとおりであるが、その期間は小学校6年生の1年間と長期間であり、いじめとされる事実も多数回で態様も様々である。

しかし、必ずしも多くの児童の協力が得られなかったことや、既にかかなりの日時が経過しており、事実を逐一正確に確認していくことは非常に困難なことから、結果としては、認定の対象となる事実については限定せざるを得なかった。

そのため、主として当該小学校で、平成 25 年 9 月 4 日のプールでの出来事以降に生じたいくつかの重大かつ特徴的な事件を中心に調査を行った。

その結果、以下の事実を認定したが、本児に対するいじめはそれ以外にない結論づけるものではなく、むしろ、それ以外にも、例えばそろばん塾で殴打されたり、物を取られたりするなど、いじめがあったと窺わせるような状況にあったものと考えられる。

② プール事件

平成 25 年 9 月 4 日 2 時限目の水泳授業の時間に、児童 A が他の児童に覆いかぶさるなどしたため、本児が児童 A に「やめたれや」と注意したところ、児童 A は「なんやねん」と言い返した。その後自由遊泳の時間になると、児童 A は本児を押すなどしたため、児童 A と本児はプール内で揉み合いになった。児童 A は、この際本児が落としたゴーグルを拾い、自分はプールサイドに上がり、止水栓付近に隠した。本児がそれを取りに行こうとしたところ、児童 A はプールから上げまいとして本児を両手で押したり蹴ったりした。

③ 服が隠された事件

平成 25 年 10 月下旬、本児の標準服のズボンが見あたらなくなった。そのため、担任が男子児童たちに自分の体操服袋の中を確認させたが、発見されなかった。その後、教室の後ろの棚から発見された。

④ 殴打事件

平成 25 年 11 月 1 日 2 時限終了後の休み時間の終了間際に、児童 B と他の男子児童がボールをやりとりしていたところ本児がボールを受け取ったことに端を発して児童 B と本児が言い合いになり、校舎 1 階エレベーターホール前において、児童 B が本児に対し、殴る蹴るの暴行を加え、管理作業員に制止されても止めず、羽交締めにされて、ようやく暴力を一旦止めたが、理科室に行っても、先に入室して座席に座っていた本児に対し、力いっぱいその頭部を殴打した。本児はこぶができ、その晩には発熱、嘔吐、頭痛が生じ、3 日（日曜日）の朝、病院で治療を受けた。

⑤ 写真が傷つけられた事件

平成 25 年 11 月 6 日、教室に貼られていた修学旅行の集合写真のうち、本児の写真に傷がつけられていることが判明した。

(2) 評価

① プール事件

児童 A が本児のゴーグルをプールの外にあったシャワー近くの止水栓付近に隠し、それを取りに行こうとする本児を足で蹴ってまで妨害するのは単なるふざけというよりは嫌がらせと解する方が自然である。

同日、担任は、保護者に対し「ケンカがどんどんエスカレートしていくような」状況と説明しており、現場に居合わせた教諭はただならぬ状況と判断して

いたのであるから、ふざけの範囲に止まっていたとは考え難い。

聴取に応じた児童の中には、6年生の9、10月頃、数人の男子児童の中で「あいつをはみろう（仲間はずれにしよう）ぜ」と話をし、本児を皆で無視したと明確に述べている者がいた。

さらに、その後、本児のズボンが隠されたり、写真に傷をつけられたり、格別な理由もなく、ひどい暴力を受けた事実を併せ考慮すると、本件はいじめの可能性が非常に高いと言わざるを得ない。

② 服が隠された事件

当日は本児のズボンだけが見つからなくなっていた。本児が、自作自演でそのような訴えをしたとは、同人の性格や当時の状況、当時の同人の行動からは考え難い。

当該クラスでは、似たような事案が他にも発生していたと、児童がアンケートで答えており、児童らもこの件をいじめと捉えてアンケートで回答していること、本件当日、被害者は本児だけであったこと、これらを総合して考えると、本件は本児を標的にしてなされたいじめの可能性が高い。

また、この時期から、本児が保護者に対して「はみごにされてる」風潮があると述べており、殴打事件後に保護者が担任に対してもそのことを相談していたことから、すでにこの時期には、数人の男子児童の中で本児を仲間はずれにする雰囲気が醸成されていたものと思われる。

③ 殴打事件

本件の暴力は格別な理由もなく、非常に激しい暴力を執拗に振るったものである。一方、本児の方は格別の反撃をなしていない。

本件の暴力行為は、②に記載した雰囲気の下で、児童Bが本児に暴力を振るっても、他の児童から激しい非難は受けない事を予測し、本児だからそのような暴力を振るっても良いとの判断の下になされたものと考えられる。

典型的な暴力によるいじめである。

④ 写真が傷つけられた事件

11月6日に、当該クラス全員の閲覧に供する目的で廊下に掲示されていた修学旅行の写真のうち、本児の写真と女子児童の写真が傷つけられていることが判明した。集合写真及び友人数人と本児が写っている写真の2枚の写真の中で、本児の顔部分に×印の傷がつけられていた。このような行為は本児に強い心理的な苦痛を与える目的でなされたものであり、児童らへのアンケートにおいても、本件をいじめ行為であると認識して回答していること、既に、比較的短期間にいじめ行為、いじめの可能性が高い行為が続けてなされたことを併せ考えると、本件は、明らかないじめであるといえる。

⑤ その他の「いじめ」について

前記の「いじめ」以外のいじめ行為の有無については、十分な証拠がなく、

認定には至らなかったが、他にいじめ行為がなかったとすることはできない。

以下の状況からすれば、本児に対するいじめはかなり根深いものであったと考えられ、本児は11月8日から学校に登校していないが、その後も事態はほとんど改善されていなかったと考えられる。

(3) 学校及び教育委員会における対応

① 背景としての学級状況

ア 学年進行と学級の変化

本児を含む児童集団は、6年間単級の学年において、共同で教科学習や教科外の活動に取り組んできていた。3～4年生では、本児や周辺の児童も含めて、お互いの未熟さに起因するような「暴力」「暴言」といった直接的なトラブルが、むしろ頻発していた状況があった。「暴力」「暴言」はもちろん問題行動であるが、「学童期・ギャングエイジ」と言われるようなこの時期の発達段階にみられる特徴の一つでもある。この状況に対しては、教職員は「けんか」と認識して指導してきた経過があった。

5、6年生は、「前思春期・思春期の入口」と言われるような時期であり、その後に受ける教職員による指導を回避するために、「暴力」「暴言」といった直接的な行為に対しては、むしろ抑制的になっていったことが、児童や教職員からの聴き取りからも明らかになっている。5年生では、4年生までに比して落ち着きを取り戻していたといった教職員の評価もあった。しかし、6年生になると、再び学級は落ち着きを失っていった。

イ 6年生時の本児をめぐる学級の変化

5年生では安定してきたかのように見られた学級も、6年生になると男子グループによって、徐々に本児をターゲットにして、「ちょっかいを出す」「仲間はずれ」にしようといった直接的、間接的に本児を排除する言動が目立つようになり、歯止めがかからなくなっていった。その分岐点は、同じ学級の児童への聴き取りの中から、9月、10月にあったことが明らかになった。それが、9月以降の「プール事件」「服が隠された事件」「殴打事件」「写真が傷つけられた事件」などに象徴的に表れている。

しかしながら、担任や当該小学校の教職員の間には、それまでの突発的に起こってきた「けんか」という捉え方が根深くあった。このために、6年生の2学期における問題事象の質的な変化に対して、「いじめ」として捉えることができずに、問題事象への事後的な対応しかできていなかった。具体的には、以下のような児童からの聴き取りの内容から、双方の未熟さに起因する成長プロセスにおける「けんか」といったレベルではなく、男子集団における「仲間はずれ」という心理的攻撃がエスカレートしていった「いじめ」問題としての本質を確認することができた。

② 本児が不登校になるまでの対応

ア はじめに

本事案のいじめ問題に関する当該小学校の対応は後述するように不十分な点が多かったが、以下の事情があり、当該小学校の対応を困難にしていたことを見過ぐすことはできない。

当該小学校は様々な問題を抱え、精神的に不安定で怒りなどの感情を制御できなかつたり、学習に集中できなかつたりする児童が多かった。教師の指導に反抗する児童も多く、当該クラスでも過去には児童の暴力により教師が入院したこともあった。

しかし、クラスの指導はクラスの担任に任せられ、他の教師は口を出しにくい体制となっており、担任の側からすれば、その裁量の範囲は広いものの、クラスで起きたことは全てクラスの担任の責任と考え、他の教師や管理職の助力を求めることははばかれる常況にあった。

また、担任する児童の問題行動が多発するため、いじめ行為として緊急、かつ、徹底した対策を取るべき事案かどうかを見分けることが困難であった。

イ 本児が不登校になるまでの経過

a プール事件発生後の対応

担任は、児童A及び本児から事実関係を聴取したものの、その原因や経過については子細に聴取することもないまま、どちらもどっちの揉め事として対応をした。

同日、担任は、本児の保護者にこの件の報告をしたが、この際、本児の保護者から、本児が児童Aから首を絞められたり、水に沈められたりしたため、もがいた際に児童Aにひっかき傷ができたことや、本児が頭を蹴られたりしたことの訴えがあった。しかし、担任は、再度の事情聴取は行っていたが、基本的には、どちらもどっちという認識を変えることはなかった。養護教諭は養護日誌への記載を為しているものの、担任は、よくある揉め事として処理し、管理職に特段の報告や相談を行ったり、広く他の教諭に情報提供するなどの対応は行っていない。そのため、管理職としても特別な対応は行われず、教諭の間での情報共有もなされていなかった。

b 服が隠された事件発生後の対応

平成 25 年 10 月下旬、本児のズボンが見当たらなくなったとの訴えを聞いて、担任は男子児童たちに自分の体操服袋の中を確認させるなどしたが、特にいじめの可能性を念頭に置いた行動ではなかった。その後、教室の後ろの棚からズボンが発見されたが、担任はその時点ではいじめの存在を予想することなく、事情も調査せず何らの措置も取らなかった。

c 殴打事件発生後の対応

平成 25 年 11 月 1 日の殴打事件は児童Bによる激しい暴力行為によるものであるが、担任はいじめ行為という認識はなく、その背景について調査

することもなく偶発的な暴力事件として扱った。そして、同日養護教諭がいなかったという事情はあるものの、目の上に暴行を受けてけがをしている本児を病院に連れて行くことはせず、保護者に連絡して必要に応じて診察を受けるよう促すにとどまった。

担任は、本児が一方的に暴行を受けてけがをしていたことから、管理職への報告を行い、暴力行為を行った児童Bとその保護者に対して、本児への謝罪を行わせるなどの対応を行ったものの、その背景や本児と児童Bを含む他の男子児童等との関係等まで視野に入れた対応は行わなかった。

同日、担任が保護者に連絡をした際、保護者から本児が最近クラスの中で「はみごにされてる」風潮があると述べていた旨の相談があったが、担任は取り立てて対応を行わなかった。

本児は、発熱や嘔吐等の症状から同月3日に病院へ行き、3連休明けの5日も学校を休んだが、この時点でも当該小学校における全校的な対応や教育委員会への報告なども行われていなかった。

d 写真が傷つけられた事件発生後の対応

平成25年11月6日、本児の写っている写真が傷つけられていることが判明した。しかし、担任は、直ちにその写真はずすなどの対応をとることもなく、直ちに管理職に報告することもなかった。

管理職は翌7日、本児の保護者から直接連絡を受けて、その訴えを聴くまでその事を知らなかった。

平成25年11月8日、本児の保護者から連絡を受け、教育委員会からQ指導主事（初等教育担当・当時）が来校した。同日担任が本児宅に行き、同月9日、10日にも同様に訪問したが、傷つけられた写真を外すことを決定したのは同月9日のことであった。写真全体は同月11日に外された。

③ 本児が不登校になった後の当該小学校の対応とその問題点

ア 本児が不登校になってからの経過

- a 平成25年11月8日（金曜日）、本児の保護者から校長宛に電話があり、校長から保護者に対して折り返し電話をしたところ、保護者から学校の対応のなさに今日は休む旨の連絡があった。その電話の中では、保護者から学校、特に担任の対応に対する強い不満が示された。

前記②及び後記④に記載のとおり、同日、Q指導主事が当該小学校を訪問し、校長から事情を聴取するとともに、今後の対策について助言を行っている。教頭は、同日、Q指導主事との打ち合わせもふまえて本児宅を訪問し、保護者と面談したが、その場においても保護者からは担任に対する不信感、当該小学校の対応に対する不満が示された。

- b 教頭は、同月9日（土曜日）にも本児宅を訪問し、写真が傷つけられた事件についての意見交換を行うとともに、当面は休み時間ごとに様子を見

に行こうと考えていることを伝えるなどした。

教頭は、同月 10 日（日曜日）にも本児宅を訪問して保護者と面談しているが、保護者からは、担任との関係が好転できるのか、との不安が示されるなどした。

- c 同月 11 日（月曜日）、修学旅行の写真が取り外され、写真が傷つけられた事件及び服が隠された事件に関し、教頭による学級指導が実施された。

同日、教頭は、児童 A の保護者に対して、プール事件に関して改めて事実関係の説明を行うとともに、本児宅を訪問して学級指導を行ったこと等の報告を行った。

- d 同月 12 日（火曜日）、教頭は児童 A の保護者と再度面談した後、本児宅に電話を掛け、保護者に対し、プール事件について養護日誌の記載などをふまえ、当該小学校として把握出来た事実関係についての報告を行った。また、教頭は、保護者に対して、児童 A の保護者が本児に対して謝らなければいけないと考えていることを伝え、明日謝罪の場を当該小学校でも設けたいので、時間を取って欲しい旨依頼した。

時間を調整して欲しいとの回答がなされた。その際、保護者からは、担任に対する不満・不信が改めて示され、「（担任は）どう責任を取るのか」、「学校はどう考えているのか」とその処分を求める旨の意向が示されるとともに、早急な事実の調査と確認、加害者とされる児童への指導を求める意向も示された。これに対して教頭は、再度事実の確認をしたうえで保護者に返答する旨回答した。

- e その後、同月 14 日（木曜日）には校長と保護者、PTA 関係者らが面談して話し合いを行うなどしたが、翌 15 日（金曜日）には保護者から学校宛に、児童 A を出席停止にするようにとの申入れが強くなされるとともに、本児の学習する権利が奪われている旨を訴える電話があった。

- f 同月 20 日（水曜日）、校長及び担任が本児宅を訪問して保護者と面談しているが、保護者からはその際にも事実関係の公表を求める旨の意向が示された。

校長は、保護者の上記意向をふまえて、クラス保護者らに対して文書を配布すべく、Q 指導主事とも協議しながらその準備を進めていた。校長は、同月 21 日（木曜日）に保護者に対して電話でその文案を説明したが、保護者はプール事件において本児が頭を蹴られたことが記載されていないなどとしてその内容に強い不満を示し「次の手段に行く」旨の意向を示した。

- g 同月 26 日（火曜日）には、教頭及び担任による学級指導が再度実施された。また、同日、校長から保護者宛に電話を掛けたものの、保護者は校

長と話をする事はない旨回答した。

- h 同月 27 日（水曜日）には当該小学校学区を管轄する警察署から当該小学校に対し、本児からの被害届（2 件）を受理したとの連絡があった。また、同日、養護教諭が本児宅を訪問し、保護者と面談した。

さらに、同日、「『いじめ』の克服に向けて」の抜粋が職員に配布され、職員会議において研修も行われた。

- i 同月 28 日（木曜日）、校長が本児宅を訪問したものの、保護者から面談を拒否された。同日、本児の代理人弁護士らから当該小学校宛に受任通知が F A X にて送信され、（ア）本児が登校しても、児童 A たちからのいじめ攻撃を受けないような安全対策を一日も早く講じて実行すること、（イ）いじめの経緯に関する事実関係について、学校側の見解を書面で回答することを求める旨の申入れがなされている。

- j 同年 12 月 2 日（月曜日）、当該小学校学区を管轄する警察署により、当該小学校における実況見分が実施された。

同日、5 年生時の担任が本児宅を訪問した。

- k 当該小学校は、代理人弁護士らからの申入れを受けて改めて関係児童及び職員らから事情を聴取するなどして、同月 24 日、当該小学校から本児の代理人弁護士ら宛に、事実関係について調査した結果をまとめた文書を発送したが、後日、代理人弁護士らからは回答内容が不十分である旨の意見が示された。

イ 当該小学校の対応に対する評価ー本児が不登校になった後

卒業に至るまで、当該小学校も教育委員会担当部署も本児に具体的に接触する機会を作ることができなかったことに、本事案がここまで複雑化した経緯の特質が現れている。

当該小学校は、本児が不登校になった後、保護者の意向をふまえながら、加害児童から本児に対して早期に謝罪の機会を設けることで、本児が安心して登校できる環境を作り、事態の収束を図ろうとしていたものと考えられる。

しかしながら、当該小学校から関係児童に対して本児が不登校となった直後に強く指導がなされた様子は窺われない。

本児の保護者側に、当該小学校はいじめを見過ごすだけではなく指導しようとし、という不信感を生む結果となった。

さらに、本児側に対する謝罪の機会を設けることができない状況が継続する中、一部の児童らが本児に対して「なんで不登校なのに遊んでんねん」と言ったり、本児宅に行って石を投げるなどした。このことは、彼らが自分たちの行動は相手を追い詰め排除するいじめであると十分に認識できていないことを示している。裏返せば、本児が不登校になった後の、当該小学校の関係児童に対する指導は不十分であったと言わざるを得ない。

また、本事案において、事実関係の調査が組織的に速やかに行われたとは言いがたく、このことも本児側の不信感を増大させた一因であると言える。

以上のような学校側の対応の不備が重なり、保護者がますます態度を硬化させ、本児が早期に登校できる環境を整えることが不可能となってしまったと言える。

④ 教育委員会の対応とその問題点

教育委員会は、当初は当該小学校に対する指導助言といった間接的な関わりにとどめていたものの、事態が悪化したことに伴い、保護者と直接面談し、あるいは電話で話を聞いたうえで学校側に指導助言を行っていた。しかし、保護者が当該小学校に対する不信感を増大させている中で効果的な助言を行うことはできず、結果的には保護者の苦情に対する後追いの対応に終始することとなった。

やはり、問題が深刻化して本児が不登校になる前の段階で、当該小学校による適切な対応及び教育委員会と連携した取り組みがなされる必要があったものと考えられる。

第3 提言【第二部】

序章 児童の権利が守られ、いじめのない安心、安全な学校づくり

学校は児童に安全な学習の場を与えることにより、児童の成長発達権を保障し、保護者に代わって、児童の安全を確保する義務を負っている。その義務の履行にあたっては児童らの意見表明権を尊重し、児童らに最善の利益を与えるよう配慮しなければならない。

いじめを疑われる事態が発見された時は、保護者に事件の真実を伝えるため迅速な徹底した調査を行い、その結果を誠実に報告すべきである。

この調査は公正なものでなければならないが、それは何よりも真実を明らかにするものであり、そのことにより、児童の権利を守り、保護者の知る権利を充足するものでなければならない。

学校は、いじめ事件について、重大な責任を負っているが、それは教師個人の頑張りに期待するのではなく、組織全体の力を結集することによってこそ果たさなければならない。そのためには、いじめについては、管理職ばかりか、全教職員がいじめに関する情報を共有し、被害者の保護のため全教職員が任務を分担し、必要に応じて加配教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣が速やかになされる体制を整備することが必要である。

第1章 「いじめ問題」の変遷に学ぶー1980年代から現代まで

第一の「いじめ問題」は、1980年代半ばに、学校と警察との連携によって

「非行・問題行動」の沈静化を図っていった状況のなかで一つのピークを迎える。象徴的には、1986（昭和 51）年の「東京・富士見中学校いじめ自殺事件」があげられる。

第二の「いじめ問題」は、バブル経済が崩壊していった 1990 年代半ばに、暴力行為のエスカレートと多額の金銭恐喝を伴う行為を特徴として起きている。

第三の「いじめ問題」は、携帯電話やインターネットが普及する 2000 年代以降、「ネットいじめ」を特徴として起きている。

第四の「いじめ問題」は、まさに現代である。文部科学省（2015）の調査によれば、小中学校におけるいじめの態様の一位は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が共通して高く、二位は「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、三位は「仲間はずれ、集団による無視をされる」である。

第 2 章 いじめ防止に関わる教育実践の課題

1 異質共存、多文化共生－異なる存在に対して敬意と尊重を

異なる個性を比較して優劣をつけることは愚かなことである。一人ひとり異なった存在である児童に対しては、排除ではなく、お互いに敬意を払い尊重していくことが、児童の存在としての自己肯定感につながっていくのではないか。同時に、このような異質共存、多文化共生の姿勢は、グローバル化時代においても大切になっていること等を伝え、「見下し行為、迫害行為、暴力行為」をしない、させない姿勢を育むことを教育実践の柱にしていく必要がある。

2 未熟さを抱えて生きている児童間のトラブルへの指導・支援を

学校においては、問題が発生した初期段階において、指導・支援を丁寧に行い、謝罪や和解といった関係修復、上手な距離の取り方、時には関係の解消といった他者との関わり方を、お互いに学び、成長の機会にしていくことである。

3 「着火点」「発火点」「炎上」に着目する

いじめ問題には、発達途上にある人としてのお互いの未熟さに起因して発生する日常生活におけるトラブル（着火点）から、特定の個人を対象にした攻撃（発火点）への転換が起こり、その延長線上に歯止めのない集団による攻撃がエスカレートしていく（炎上）といった状況の質的な変化がある。「発火点」はトラブルからいじめ問題への質的な転換であり、「炎上」は、そのいじめ問題の深刻化である。

4 いじめ問題への取り組みの基本－チームで取り組む

5 周辺の児童に依拠した取り組みを－チーム支援のパートナーとして

6 具体的な問題事象に応じた教育実践の展開を

これまで学校現場において、「けんかかいいじめか」といった些末な議論が行

われ、目の前で起きている問題事象に応じた初期段階における取り組みが停滞してきた。

第3章 いじめ問題をめぐる児童理解と支援、そして実効性を高めるために

1 児童理解－児童期の交友関係といじめへの対応

(1) 児童期後期の友人関係の持ち方

小学校3年生前後（児童期後期）からは「ギャングエイジ」と呼ばれるように、友人関係の持ち方や遊び方に変化が見られる。こうしたグループの特性が度を越してしまうと、グループ外のクラスメイトや内々のルールに従わないメンバーに対して排他的になり、いじめが生じる危険性も同時に抱えることになる。

(2) 集団に備わる特徴といじめが維持される構造

児童たちからいじりやからかいを止めるような自発的な勇気ある行為（いじりやからかいを止めるような）を期待するのは難しい。

教職員側から、「今のままでいいのか」とその集団のあり方を問い、児童たちの価値観を揺さぶるような働きかけが不可欠である。

(3) 指導を巡る悪循環

担任が周囲に学級運営を相談しない場合や、指導をサポートする構造がない場合、『学級王国』と揶揄されるように、学級は周囲の干渉を許さず、生徒指導や学習指導が学級内で完結してしまう。担任だけではなく複数の目で確認できるような体制が求められる。

(4) いじめに気付くことの難しさ

教職員が常に「どの学校、どのクラスにも、いじめ、いじめ的な人間関係が存在する」との認識を持つことが欠かせない。日頃、教職員がいじめられるとは予測しない児童であっても、児童同士の関係や児童の集団内での立場が流動的であることを常に念頭に置き、些細な変化を見過ごさない観察や関わりが必要である。

2 児童支援とは何か

(1) 面談のありかた

① 聴き取りの基礎

副担任や学年団の教職員（本事案のように単級の場合には管理職等）が担任をサポートしながら、必ず当事者の話を丁寧に聴き取る必要がある。

いじめられている児童に救いの手を差し伸べるためにも、教職員は被害者側にいじめの原因を感じやすい立ち位置にいることを自覚したい。

② いじめられている側への支援

教職員はいじめられている児童にどのような事情があっても、いじめは許されないこと、いじめられている側に立って指導を行うことを伝える必要が

ある。

③ いじめている側への支援

いじめている児童もまた、「問題を抱え苦しんでいる子」として理解し、指導・支援をしていく必要がある。「いじめ加害者は、処分や懲戒を受ければよい」と、短絡的に考えることなく、行為の奥にある心情に沿った関わりが求められる。

(2) いじめ予防としてのアンケート実施

いじめに限らず、日々の生活における細かなストレス(デイリーハッスル)を測定するような教育相談アンケートの実施は、予防の手立てとなる可能性がある。児童の回答をもとに、必要と判断した場合には担任との個別面談や、スクールカウンセラーとの面談につなげていく。いじめだけをターゲットにしたアンケートには書きにくくても、「ストレスがたまっている」という文脈では回答しやすいものである。実施にあたっては、ストレスとは何かを学ぶところから始め、ストレスに気づき、対処方法を習得するといった、児童たちの系統的な学びにつながる形で行いたい。

3 実効性を高めるために

いじめの解決はその事案に関わる大人全ての責任でもある。そこで、学校・地域全体としても、いじめを解決できる集団として成長していくことが求められる。そのヒントとして、長谷川(2005)のソリューション・バンク(いじめ問題解決例)の取り組みを提案する。

NHKの「報道特別番組・いじめ」に出演した長谷川啓三氏は、いじめの解決事例を報道し、「解決の連鎖」を作ることを目指した。番組当日までに、テレビのテロップを通じていじめの解決事例を集めたところ、25件程度の解決事例が寄せられ、報道された。解決事例を報道することで、いじめにあっていく児童が解決までの見通しをもてるようになることをねらったのである。この取り組みはその後、新聞やホームページに場所を移し、現在も解決事例の蓄積は進んでいる(ソリューションバンク.net、2016)。

ソリューション・バンクの考えに基づき、学校においては教員・専門家・家庭の努力によって解決したいじめ事案の蓄積を提案したい。

第4章 児童の人権擁護のために求められる教師と保護者のコミュニケーション

1 児童の学習権保障

本事案において、本児は、図らずも不登校となってしまった。これは、学習権保障という観点からは、望ましくない事態である。なぜ、不登校に至る前に問題への取り組みができなかったのか。当事者間の問題解決への取り組みと同時に、児童の学習権を中心に据えた、教職員と保護者とのコミュニケーションのあり方について考える必要がある。

2 教職員と保護者との間で生じやすい認識の隔たり

児童に対する「いじめ」が問題となる事案においては、その出発点から、保護者と学校との間ですでに大きな認識の隔たりが生じているという自覚が必要である。

3 「いじめ」という多義的な言葉だけにとらわれない教育実践の必要性

本事案では、「いじめ」の捉え方の次元で、教職員と保護者との間で考え方に違いがあったと考えられる。必ずしも常に保護者が考える「いじめ」の捉え方が正しいわけではないが、学校としては、「いじめ」の捉え方において保護者の主張と考え方が異なるとしても、保護者からの訴えに耳を傾けないという姿勢をとることは厳に慎まなければならない。

4 「事実」を基にして認識の隔たりを狭めていく作業の必要性

学校は、保護者との間で、いじめが疑われる事実関係を調査したうえで共有化することが必要であり、これが共有化されてこそ、認識の隔たりが狭まっていくと考えられる。

第5章 いじめ防止のために教育委員会として何を為すべきか

1 大阪市いじめ対策基本方針について、さらなる周知徹底を図ること

大阪市・大阪市教育局は、平成 27 年 8 月に「大阪市いじめ対策基本方針～児童の尊厳を守るために～」を公表しており、その中では、いじめ対策の基本理念を以下のとおり定めている。

- ① いじめを受けた児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先する
- ② 大阪市は「いじめを許さない」
- ③ 回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ④ 被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする
- ⑤ 被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える
- ⑥ 隠蔽には厳正に対処する
- ⑦ 混乱の鎮静化を優先しない
- ⑧ 救済ルート確保と対処ルールの明確化

現場の教職員らに上記指針等が周知徹底されているとはいえないように思われる。改めて、本事案後に策定された上記基本方針及び上記指針に沿っていじめの早期発見に努めるよう、周知徹底を図っていただきたい。

2 教職員の負担の軽減に努めること

問題を抱えた児童が多く在籍する事例においては、副担任の配置を含めて教職員の増員を図るべきこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員、早期派遣などにより、現場の教職員の負担を軽減することを改めて検討していただきたい。

3 当該小学校を含む各学校に対して以下の次項につき適切な指導を行い、周知

徹底を図ること

- (1) いじめかどうか断定できないケースであっても、その兆しがあれば管理職に報告して校内で共有し、組織的に対応すること
 - (2) 被害児童が二次的被害を受けることがないように、十分な対策を行うこと
 - (3) いじめ事案が発生した際の対応方法及び対応体制（特に不登校になった後の対応）について、事前に具体的な体制をととのえること
- 4 本事案を含むいじめ事案について、市内の小・中学校において情報を共有すること

終章 いじめのない社会をめざして

- 1 いじめという集団的現象を生じさせる集団の構造をどう改善するか
 - (1) 学習における仲間関係の改善を
 - (2) 教科外諸活動での協力や相互理解をはぐくむ学校づくりを
 - (3) 児童の成長を真ん中にすえながら保護者同士が育ちあう地域づくり
- 2 大人社会でのいじめをなくす

児童の集団で発生するいじめは、大人社会におけるいじめの反映でもある。児童集団でのいじめ（bullying）と、大人社会での差別やハラスメントとは、相手に対する精神的暴力の点で共通する面を持つ。

近年特に重大な問題となっているヘイトスピーチや職場におけるハラスメントは大人社会でのいじめともいうべき現象である。大人が社会におけるいじめを見逃さず、弱い立場にある被害者の心情を理解し、被害者を守り抜くようであれば、児童のいじめもなくなる。